

身体拘束に関する指針

医療法人社団 湖聖会

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

介護老人保健施設キーストーン（以下「当施設」という）では、身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を拒むものである。当施設では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めることとする。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止規定

サービス提供にあたっては、該当利用者又は他の利用者などの生活又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ア. 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドで体幹や四肢を紐で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク. 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどで体幹や四肢を紐等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

- ア. 利用者主体の行動・尊厳ある生活、就業環境の保持に努める。
- イ. 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ウ. 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- エ. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会において検討する。

制定日 2023年1月16日

身体拘束に関する指針

改訂日 2023年10月1日

オ. 「緊急やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活等をしていただける様に努める。

(4) 緊急・やむを得ず身体拘束を行う 3 要件

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援をすることが原則。しかしながら、生命又は身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の3つの要件を全て満たす必要がある。その場合であっても、身体拘束を行う判断は「身体拘束廃止委員会」（以下「委員会」という）を中心に組織的かつ慎重に行い、本人又は家族の同意を得て行うこととする。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

ア. 切迫性：利用者本人または他の利用者、職員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(5) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただく為、サービス契約時に当施設の方針を説明する。当施設は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

2. 身体拘束適正化に向けた委員会その他施設内の組織に関する事項

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

(1) 委員会設置の目的

当施設では委員会を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。特に、緊急・やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討する。

(2) 委員会の構成員

次に挙げる職種から委員を選出し、毎年委員の中から委員長を選出する。委員の役割は各部署へ情報を共有し、身体拘束等の適正化対応策を担当するとともに、再発防止につなげることとする。

ア. 介護士

イ. 医師、看護師等

ウ. 療法士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）

エ. 栄養士、調理師等

オ. 事務員、相談員、ケアマネジャー

(3) 委員会の開催

制定日 2023 年 1 月 16 日

身体拘束に関する指針

改訂日 2023 年 10 月 1 日

委員会は、毎月1回定期開催する。また、必要に応じて随時開催する。

(4) 委員会の役割

- ア. 当施設での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- イ. 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ウ. 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- エ. 身体拘束廃止に関する職員全体への研修

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について介護職員その他職員に周知徹底する。

3. 身体拘束・改善のための職員研修

支援に関わる職員に対して、身体拘束と人権を尊重したケアの知識の普及や意識向上を図る為、指針に基づいた研修プログラムを以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) その他必要な教育・研修の実施
- (3) 新任職員の研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急・やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

委員会を中心として、各部署の委員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に3要件（切迫性・非代替性・一時性）のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をする。要件を検討・確認した上で、緊急・やむを得ない状況と判断し、身体拘束を行う場合には、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。

身体拘束の必要性が認められない場合は、身体拘束以外の方法を提案する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。また、当該記録をもと

に身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を即時検討していく。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告する。

5. 施設内で発生した身体拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急・やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会にて身体拘束解除に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努める。

6. 利用者に対する指針の閲覧

当指針は、利用者およびその家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるものとするとともに、ホームページ上に公表する。

7. その他の身体拘束適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならない。